

### 資料3【報告事項】

令和4年5月24日

市民局市民安全推進課

#### 広島市犯罪被害者等支援条例の制定について

本市では、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添いつつ、その権利利益の保護を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組むため、本条例を制定しました。

昨年度において、広島市安全まちづくり推進協議会での審議、有識者会議での検討、市民からの意見等を踏まえた条例案が本年第2回市議会定例会で議決され、本条例は、本年3月18日に公布、4月1日から施行されました。

また、本条例の制定に伴い、犯罪被害者等に対する支援施策として、既に実施済みの犯罪被害者等見舞金の支給に加え、本年4月1日から家事・介護費用助成、一時保育費用助成及び転居費用助成を実施することとしました。

なお、本条例及び支援施策の概要については、別添チラシを御覧ください。

#### 【条例制定までの経緯】

- 令和3年6月30日 令和3年度第1回広島市安全なまちづくり推進協議会において、条例制定について審議(書面開催)
- 令和3年7月5日 第1回「広島市犯罪被害者等支援条例(仮称)」制定懇話会(以下「懇話会」という。)において、犯罪被害者等支援に関する意見聴取
- 令和3年8月31日 第2回懇話会において、条例骨子案及び支援施策(案)の概要について意見聴取(書面開催)
- 令和3年10月19日 第3回懇話会において、条例骨子案及び支援施策(案)の概要について意見聴取
- 令和3年10月26日 令和3年度第2回広島市安全なまちづくり推進協議会において、条例骨子案及び支援施策(案)の概要について審議
- 令和3年11月19日 市議会総務委員会において報告・意見聴取
- 令和3年11月22日～12月21日 条例骨子案について市民意見を募集
- 令和4年3月17日 令和4年第2回市議会定例会において議決
- 令和4年4月1日 条例施行

# 広島市犯罪被害者等支援条例を 制定しました。

令和4年4月1日施行

犯罪被害に遭われた方やそのご家族等は、生命・身体への直接的な被害だけでなく、周囲からの心ない誹謗中傷的な発言等により、二次的な心身の被害を受け、さらに傷つけられることもあります。

本市では、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の心に寄り添いつつ、その権利利益の保護を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組むため、本条例を制定しました。

市民等や事業者の皆様は、本条例で定める基本理念やそれぞれの責務をご理解いただき、犯罪被害者等の支援にご協力を願いします。

## 基本理念（第3条）

- ① 犯罪被害者等の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を尊重して支援を行います。
- ② 犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて支援を適切に行います。
- ③ 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援を途切れることなく行います。
- ④ 本市、市民等、事業者、関係機関等が相互に連携、協力して支援を推進します。

※裏面の「犯罪被害者等支援のためのしくみ」をご参照ください。

## 責務（第4条～第6条）

市の責務…基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定、実施します。  
(第4条)

市民等の責務…基本理念にのっとり、次の点について実施するよう努めてください。

- (第5条)
- 犯罪被害者等が置かれている状況や地域で支えることの必要性の理解
  - 二次的被害や犯罪被害者等を地域社会で孤立させないことへの配慮
  - 本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策への協力

事業者の責務…基本理念にのっとり、次の点について実施するよう努めてください。

- (第6条)
- 二次的被害への配慮
  - 本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策への協力
  - 犯罪被害者等の勤務への配慮

# 条例に基づく主な支援施策の概要

## 相談及び情報の提供等

### 「広島市犯罪被害者等総合相談窓口」

犯罪被害を受けた人などからの相談や問い合わせに対し、各種支援制度の案内や関係機関のご紹介などを行います。

TEL : 082-504-2722

FAX : 082-504-2712

相談日時：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
(祝休日、8月6日、12月29日～1月3日を除きます。)

## 経済的負担の軽減

### 見舞金の支給

犯罪行為により被害に遭われたご本人、そのご遺族に対して応急的な経済的支援として見舞金を支給します。

遭族見舞金：30万円

重傷病見舞金：10万円

## 日常生活の支援

### 家事・介護費用助成

犯罪被害により、家事・介護を行うことが困難となったため、そのサービスを提供する事業者を利用した場合、その費用を一定額まで助成します。

### 一時保育費用助成

犯罪被害により、就学前のお子様の保育が困難となったため、本市の「一時預かり事業」を利用した場合、その費用を一定額まで助成します。

## 居住の安定・安全の確保

### 転居費用助成

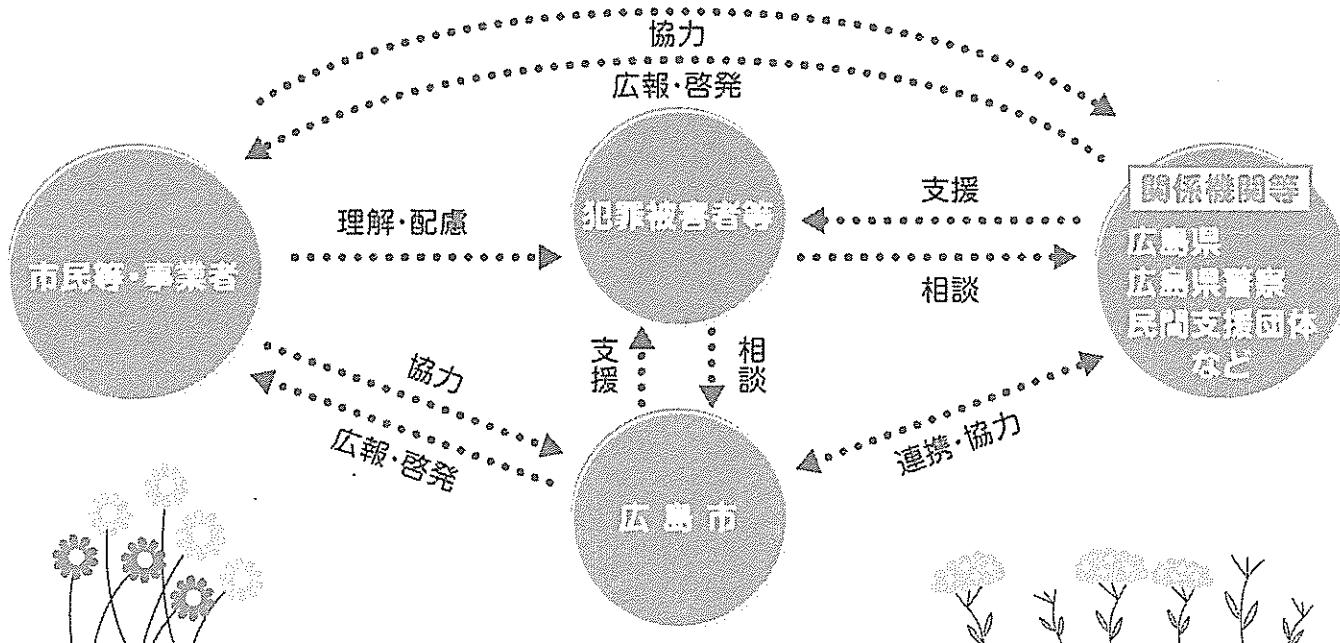
犯罪被害により、現在の住居に居住できなくなった場合、新たな住居へ転居するためにかかった費用や転居を前提として宿泊施設を仮住まいとした場合の費用を一定額まで助成します。

1事件につき：限度額20万円

※ ★印の付いた支援施策は、死亡や重傷病の犯罪被害に遭われた犯罪被害者等が対象となります。

※ 支援施策のご利用に当たって、一定の要件がありますので、詳細については総合相談窓口又は、下記問い合わせ先にご相談ください。

# 犯罪被害者等支援のためのしくみ



## 広島市 市民局 市民安全推進課

問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番84号 E-mail:minko@city.hiroshima.lg.jp

TEL : 082-504-2714 FAX : 082-504-2712

# 犯罪被害にあわれた方へ

## ～広島市犯罪被害者等見舞金制度のご案内～

犯罪行為により被害に遭われたご本人、そのご遺族・ご家族が、以下の内容に該当する場合に、広島市から見舞金を支給します。

(令和3年4月1日以降に起こった犯罪被害を対象とします。)

### 見 舞 金 の 支 給

遺族見舞金	30万円	犯罪被害により亡くなられた方のご遺族に支給
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った方に支給

### ◆ 見舞金制度の内容

対象要件	<ul style="list-style-type: none"><li>● 犯罪行為により死亡又は重傷病（療養の期間が1か月以上を要する負傷又は疾病）を負ったものであること。</li><li>● 被害時に広島市民であること。 (遺族見舞金の場合は遺族、重傷病見舞金の場合は本人)</li><li>● 原則、警察が被害届を受理していること。</li><li>● 犯罪被害者の遺族にあっては、配偶者（事実婚等を含む）又は被害者の二親等以内の血族であること。</li></ul>
支 給 対象外	<ul style="list-style-type: none"><li>● 犯罪行為時において、加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合</li><li>● 暴力団員等である場合</li><li>● 見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合</li></ul>
申請期限	<ul style="list-style-type: none"><li>● 犯罪行為が行われた日から2年以内</li></ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>● 見舞金支給申請書</li><li>● 犯罪被害に関する申立書</li><li>● 住民票</li><li>● 遺族と被害者の続柄が確認できる証明書（死亡の場合）</li><li>● 死亡診断書、死体検査書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類（死亡の場合）</li><li>● 負傷又は疾病の状況や1か月以上の療養期間が確認できる診断書（重症病の場合）</li></ul>
問合わせ先・申請窓口	広島市役所市民局市民安全推進課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 本庁舎12階 電話：082-504-2714
受付時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝・休日、8月6日及び年末年始を除きます。)

## ◆ 見舞金制度のQ & A

Q 犯罪被害に遭った者が広島市民であれば、そのご遺族やご家族は見舞金支給の対象となりますか？

A 犯罪被害に遭われた方や、そのご遺族・ご家族で、実際に支給を受けようとする方が広島市民の場合に、支給の対象となります。

すなわち、遺族見舞金であれば被害者の遺族（第1順位遺族）が広島市民であること、重傷病見舞金であれば被害者本人が広島市民であることが条件となります。

なお、犯罪被害の場所が広島市内であるかどうかは問いません。

Q 犯罪被害の後に、広島市外へ転居した場合でも見舞金支給の対象となりますか？

A 犯罪被害に遭われたときに広島市民であれば、対象となります。

Q 遺族見舞金の対象となる「遺族」とはだれを指すのですか。

A 遺族見舞金の支給を受ける遺族は、広島市民である第1順位遺族と定めており、その順位は次のとおりです。

- 1 ① 配偶者（事実婚等を含む。）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた  
② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の  
⑦ 子 ⑧ 父母 ⑨ 孫 ⑩ 祖父母 ⑪ 兄弟姉妹

○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。  
例えば、死亡した犯罪被害者に①配偶者及び②子がない場合は、③父母が第一順位となります。

第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めます。なお、これに関わらず遺族間で協議を行い、第1順位遺族以外の者を代表者として決定した場合は、当該代表者に遺族見舞金を支給することもできます。

Q 交通事故による被害は、見舞金支給の対象となりますか？

A この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害は、支給の対象となりません。（危険運転致死傷罪等は対象）

なお、交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

Q 犯罪被害であれば、どのような場合でも見舞金支給の対象となりますか？

A 犯罪被害であっても、次の場合には対象とならないことがあります。

- 犯罪行為が行われた時において、加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合
- 犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者に、当該犯罪行為を教唆し、若しくはほう助する行為、過度の暴力若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為、又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があった場合
- 犯罪被害者又は見舞金を受ける者が、暴力団員等である場合
- 他の地方公共団体から見舞金と同種の金銭給付を受けている場合
- その他見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

## 犯罪被害にあわれた方へ

### ～広島市犯罪被害者等日常生活等支援費用助成金制度のご案内～

犯罪行為により被害に遭われたご本人、そのご遺族・ご家族が、以下の内容に該当する場合に、広島市から助成金を支給します。なお、申請期限は犯罪行為が行われた日から2年以内となります。  
(令和4年4月1日以降に起こった犯罪被害を対象とします。)

#### 家事・介護費用助成

支援概要	家事又は介護に関するサービスの利用料を一定額まで助成する。 〔対象となるサービス〕 家事：調理、洗濯、掃除、買い物等の家事並びに乳幼児の保育及び子どもの送迎 介護：食事、排泄、入浴等の介護及び通院介助
支給金額等	1事件につき80時間を限度とする。 家事：限度額1時間当たり2,300円 介護：限度額1時間当たり3,200円
支給対象者	● 犯罪行為 <sup>*1</sup> により亡くなられた方のご遺族 <sup>*2</sup> ● 犯罪行為により重傷病 <sup>*3</sup> を負った方とそのご家族 <sup>*2</sup>
対象要件	● 被害時に広島市民であること。（死亡の場合は遺族、重傷病の場合は被害者本人） ● 申請者が、申請時に広島市民であること。 ● 犯罪被害により、家事又は介護を行うことに支障が生じていること。 ● サービスがその提供を業とする事業者から提供されたものであること。 ● サービスが申請者の住居において行われたものであること。 ● 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
支給対象外	● 介護保険法その他の法令による給付等を受ける場合 ● 犯罪行為時において、加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合 ● 犯罪行為を教唆・ほう助するなど、犯罪被害について被害者等にも責めに帰すべき行為があった場合 ● 暴力団員等である場合 ● 助成金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

#### 一時保育費用助成

支援概要	一時預かり事業の利用料を一定額まで助成する。
支給金額等	1事件につき未就学児1人当たり14日を限度とする。 限度額1日当たり3,000円
支給対象者	● 犯罪行為 <sup>*1</sup> により亡くなられた方のご遺族 <sup>*2</sup> ● 犯罪行為により重傷病 <sup>*3</sup> を負った方とそのご家族 <sup>*2</sup>
対象要件	● 被害時に広島市民であること。（死亡の場合は遺族、重傷病の場合は被害者本人） ● 申請者が、申請時に広島市民であること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪被害により、被害者等の子ども（未就学児）を保育することに支障が生じていること。</li> <li>● 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。</li> </ul>
支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪行為時において、加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合</li> <li>● 犯罪行為を教唆・ほう助するなど、犯罪被害について被害者等にも責めに帰すべき行為があった場合</li> <li>● 暴力団員等である場合</li> <li>● 助成金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合</li> </ul>

### 転居費用助成

支援概要	<p>犯罪行為が行われた時に居住していた住居から転居するために要した費用を一定額まで助成する。</p> <p>〔対象となる費用〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家財の梱包等の運送費用及び荷造り、不用品の回収等のサービスに係る費用</li> <li>● 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、日割家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用</li> <li>● 転居を前提とした宿泊施設を仮住まいとした場合の宿泊費用</li> </ul>
支給金額等	<p>1 事件につき20万円を限度とする。</p> <p>転居の回数は問わない（転居先が広島市域外の場合、その後の転居は対象外）。</p>
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪行為<sup>*1</sup>により亡くなられた方のご遺族<sup>*2</sup></li> <li>● 犯罪行為により重傷病<sup>*3</sup>を負った方</li> </ul>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害者が、犯罪発生時に広島市民であること。</li> <li>● 申請者（遺族の場合）が、犯罪発生時に被害者と同居していたこと。</li> <li>● 住居若しくはその付近で犯罪行為が行われたことにより、住居に居住し続けることが困難になったこと、又は二次的被害若しくは再被害を受けるおそれがあること。</li> <li>● 運送事業者、不動産事業者又は宿泊事業者に支払った費用であること。</li> <li>● 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。</li> </ul>
支給対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪行為時において、加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合</li> <li>● 犯罪行為を教唆・ほう助するなど、犯罪被害について被害者等にも責めに帰すべき行為があった場合</li> <li>● 暴力団員等である場合</li> <li>● 助成金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合</li> </ul>

※1 故意に人の生命又は身体を害する行為

※2 配偶者（事実婚等を含む。）又は被害者の二親等以内の親族

※3 療養の期間が1か月以上を要する負傷又は疾病

問い合わせ先・申請窓口	<p>広島市役所市民局市民安全推進課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 本庁舎12階 電話：082-504-2714</p>
-------------	---

## 広島市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添いつつ、その権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者（本市の区域内に住所又は居所を有する者に限る。）及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 再被害 犯罪被害者等がその被った害に係る犯罪等の加害者と同一の加害者又は当該加害者と密接な関係にある者から再び被る害をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、風評、インターネットその他の通信手段を通じて行われる誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過剰な取材及び報道等により被る精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の害をいう。

- (5) 市民等 本市の区域内に住所又は居所を有する者及び本市の区域内に存する事業所に勤務する者又は学校に在学する者並びに本市の区域内において活動（事業活動を除く。）を行う団体をいう。
- (6) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う者をいう。
- (7) 関係機関等 国、広島県その他の本市以外の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、本市の区域内において犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に關係する機関又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 本市における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われること。
- (2) 被害の状況及び原因、再被害又は二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく行われること。
- (4) 本市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されること。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

### (市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支えることの必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、並びに当該被害に係る刑事に関する手続に適切に関与し、及び行政手続その他の手続を適切に行うことができるよう、当該犯罪被害者等の勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

### (相談及び情報の提供等)

第7条 本市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 本市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 本市は、次条から第11条までに定めるもののほか、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。

(精神的な被害からの回復)

第9条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう、犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第10条 本市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、日常の家事に係る支援その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第11条 本市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、当該犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第12条 本市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第13条 本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者に対し、その雇用する者が犯罪被害者等になったときの勤務への配慮の必要性について理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の理解の増進)

第14条 本市は、教育活動、広報活動等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等を支援することの必要性、再被害及び二次的被害の発生を防止することの重要性等について市民等の理解を深めるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(本市の区域内に住所及び居所を有しない者への支援)

第15条 本市は、本市の区域内に住所及び居所を有しない者が本市の区域内において犯罪等により害を被ったときは、当該者が住所を有する地方公共団体その他当該地方公共団体の区域内において犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族の支援を行う団体と連携し、及び協力しつつ、当該者に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第16条 本市は、民間支援団体の活動を促進するため、民間支援団体に対し、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に係る情報の提供等必要な支援を行うものとする。

(関係部局の連携等)

第17条 本市が犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、必要な支援が適切かつ円滑に行われるよう、当該支援に關係する部局が相互に連携し、及び必要な情報の共有を図るものとする。

(人材の育成)

第18条 本市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施等必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第19条 本市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するに当たっては、犯罪被害者等、有識者等からの当該施策に関する意見、要望等を把握し、必要があると認められるときは、当該施策に反映させるものとする。

(支援を行わない場合)

第20条 本市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。